

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会ふれあいサロン、  
子育てサロン及び多世代交流サロン助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民組織等の運営するふれあいサロン及び子育てサロン〔高齢者や障害者、子育て中の親等が地域社会の中で安心安全に住み続けられることを目的として実施されるもの（以下「サロン」という。）〕に対して行う助成事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象とするサロンは、次に掲げる要件を満たしたものとする。

(1) ふれあいサロン

ア 設置目的 高齢者や障がい者などの交流や仲間づくり、レクリエーション、情報交換等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的として設置したもの

イ 開催回数 年6回（原則として隔月）以上

ウ 運営主体 本会支部、住みよいまちづくり推進協議会、女性会、高齢者クラブ、ボランティアグループ、町内会等

エ 利用対象者 原則として65歳以上の高齢者や障がい者

オ 利用者数 原則として、1回概ね5名以上

カ 開催場所 市民センター、集会所、個人宅等

(2) 子育てサロン

ア 設置目的 子育て中の親と子の交流や仲間づくり、レクリエーション、情報交換や子育て学習等を通じて、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を図ることを目的として設置したもの

イ 開催回数 年6回（原則として隔月）以上

ウ 運営主体 本会支部、住みよいまちづくり推進協議会、女性会、保護者、ボランティアグループ、町内会等

エ 利用対象者 乳幼児とその親族

オ 利用者数 原則として1回概ね5組以上

カ 開催場所 市民センター、集会所、個人宅等

(3) 多世代交流サロン

ア 設置目的 多世代交流を目的として設置したもの

イ 開催回数 年6回（原則として隔月）以上

ウ 運営主体 本会支部、住みよいまちづくり推進協議会、女性会、保護者、ボランティアグループ、町内会等

エ 利用対象者 原則として65歳以上の高齢者や障害者、及び乳幼児とその親族

オ 利用者数 原則として1回概ね5組以上

カ 開催場所 市民センター、集会所、個人宅等

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合は助成の対象としない。

(1) 趣味、サークル活動など、自助を目的とする活動

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動

(3) 行政から受託しているサロン等

(4) 設立から概ね5年以上経過した特定非営利活動法人

(助成金額)

第3条 助成金は、別表に定める助成基準により交付する。

(申請)

第4条 助成金の交付を希望する運営主体は、サロン助成金交付申請書（様式1）に必要書類を添えて、本会会長に申請するものとする。

2 サロン設立助成金の交付申請は初年度のみとする。

3 サロン活動助成金の交付申請は3年を限度とし、フォローアップとして経過後5年間は助成申請基準の2分の1額を助成できるものとする。

(決定)

第5条 会長は、前条の規定により助成金申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、交付した助成金の使途等がその目的に反するときは、助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた運営主体は、毎年度の事業終了後、すみやかに実施報告書(様式3)に必要書類を添えて会長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までに申請したサロンの助成については、要綱改正前の助成基準を適用し、申請から5年経過後、第4条第3項を適用することができる。

〈参考〉要綱改正前の助成基準

設立助成…助成対象経費の額。ただし、5万円を限度とする。

活動助成…1カ月2,500円を上限とし、当該年度終了までの活動月数を乗じて算定した金額。交付申請は3年を限度とし、フォローアップとして経過後2年間は助成申請基準の2分の1額を助成できる。

別表（第3条関係）

区 分	助成対象経費	助成金の額
設立助成	サロン内で使用するもので、事業実施のために必要であると本会が認める物品（什器備品等）の購入に係る経費。ただし、設立年度に購入するものに限る。	助成対象経費の額。ただし、3万円を限度とする。
活動助成	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料等	1ヵ月2,000円を上限とし、当該年度終了までの活動月数を乗じて算定した金額